

長崎市農業委員会 令和6年11月総会 議事録

1 日 時 令和6年11月28日(木) 14:00 開会
15:00 閉会

2 会 場 長崎市役所7階 大会議室
(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(15名)

井川 義英	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和	上川 満治
柴原 恵	野中 麻美	増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸
森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男

5 欠席農業委員(4名)

池田 憲二 尾崎 正孝 永岡 亜也子 平尾 政博

6 出席推進委員(23名)

今村 秀喜	川添 孝則	城戸 利美	久保 正	田中 幹生
鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野口 洋太郎
野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭	山下 和孝		

7 欠席推進委員(1名)

浦川 英敏

8 出席職員

【農委事務局】 木場事務長 茶屋本農政管理係長 堀専門官 浦上主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和6年11月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。平尾会長は東京での会議出席のため欠席されていますので、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、山口会長職務代理者をお願いいたします。また、同じ会議に木下係長も出席しておりますので、議案の説明は堀専門官が行います。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、雨で足元の悪い中、また公私ともに大変ご多忙の中にも関わらず、11月の農業委員会総会に御出席いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。ただ今、報告がございましたとおり、会長が上京しておりますので、私の方で議事進行をさせていただきたいと思っておりますが、これより座ったままで進行させていただきますことをお許しいただきたいと思っております。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は15名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は、23名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。山崎実男委員と井川義英委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○山崎農業委員・井川農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。付議事項が4件ございます。まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○堀専門官 それでは第1号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、向町の〇〇さんが所有する相川町の農地1筆、329㎡について、上浦町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が体調不良により農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。あぐりの丘の南西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で1,000日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、宮崎好徳推進委員より報告をお願いします。

○宮崎推進委員 現地調査についてご報告いたします。10月14日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は耕作している農地を売買により取得するもので、利用についてはブドウを栽培しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして第1号議案2番についてご説明いたします。本件は、戸町2丁目町の〇〇さんが所有する、西出津町の農地3筆1,043㎡について、西出津町の〇〇さんが贈与により取得し所有権移転を行うための、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。外海黒崎小学校の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で510日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、鶴田安明推進委員より報告をお願いします。

○鶴田推進委員 2番の現地調査についてご報告いたします。11月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は自宅付近の農地を贈与により取得するもので、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして第1号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、西北町の〇〇さんが所有する、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町及び神浦北大中尾町の農地25筆4,877.68㎡について、畝刈町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農地を相続したが農業を行っていないためであり、譲受人が現在耕作している農地を譲り受けるものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。神浦小学校の北東に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地の写真が9枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、岩永一也農業委員より報告をお願いいたします。

○岩永農業委員 3番の現地調査についてご報告いたします。11月13日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は弟から兄に農地を譲り渡すもので、水稻と露地野菜の栽培を予定しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを

確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きますして第1号議案4番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町と琴海戸根町の農地5筆4,013㎡について、長浦町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長浦小学校の北東及び琴海中学校の南側に位置しております。次が拡大したものになります。拡大写真がもう一枚ございます。次が現地の写真です。こちらが長浦町〇番の写真、次が琴海戸根町〇番の写真、最後が琴海戸根町〇番、〇番、〇番の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で640日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、濱口雅洋推進委員より報告をお願いします。

○濱口（雅）推進委員 4番の現地調査についてご報告いたします。11月19日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現在耕作している農地を贈与により取得するもので、アスパラ、露地野菜などを栽培しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きますして第1号議案5番についてご説明いたします。本件は、早坂町の〇〇さんが所有する、早坂町の農地1筆、505㎡について、北浦町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で800日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、村田美津枝推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 5番の現地調査についてご報告いたします。11月18日に私と山口農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現在耕作している農地を購入するもので、ブドウと露地野菜を栽培しています。第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第1号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○堀専門官 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、三重県の〇〇さん他4名が所有する平山町の農地1筆について、香焼町の株式会社〇〇が資材置場として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。晴海台小学校の東側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、農用区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が配置図でございます。現在道路に面した平山町〇番〇を資材置場として使用しており、その東側に接続する赤で囲んだ申請地を含め資材置場として利用する計画となっております。雨水排水につきましては、自然浸透及び自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、中村数昭推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査についてご報告します。11月13日に私と柳川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置場及び駐車場として転用を行うものですが、敷地の造成は行わず、現状のまま砕石を敷きならして使用します。また、隣接する耕作中の農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして第2号議案2番についてご説明いたします。本件は、脇岬町の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆について、脇岬町の〇〇さんが住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。脇岬海水浴場の北側に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。土地の造成は行わず、現状のまま、西側に木造平家建ての住宅を建築し、東の道路側が駐

車スペースとなります。雨水排水につきましては、側溝及びヒューム管により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員より報告をお願いします。

○松浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月14日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は個人用の住宅を建設する計画ですが、周囲は宅地化が進んでいるほか、周辺農地の営農に支障が生じないように建物の高さを抑えるなど、被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして第2号議案3番についてご説明いたします。本件は、南島原市の〇〇さんが所有する松原町の農地1筆について、古賀町の〇〇さんが自動車修理工場を建設する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。肥前古賀駅の北東に位置しております。次が拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、おおむね300メートル以内に古賀駅が存在する第3種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。赤で囲んだ部分が申請地で、木造1階建ての修理工場と車両置き場を整備する計画となっております。雨水排水につきましては、敷地内に側溝を設置し水路に放流し、汚水・生活雑排水は公共下水に放流します。なお、申請地は市街化調整区域のため、転用許可と並行して開発行為の許可申請がなされており、許可日は同日となります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本守推進委員より報告をお願いします。

○松本（守）推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月15日に私と増田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は自動車修理工場を建設する計画ですが、隣接する農地との境界には側溝及びフェンスを設置するなど被害防除計画も適切であり、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして第2号議案4番についてご説明いたします。本件は、西海町の〇〇さんが所有する西海町の農地1筆について、多以良町の〇〇さん及び〇〇さんが住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。明誠高校の南西に位置しております。次が拡大したのになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が平面図でございます。青で囲んだ山林を併用地として、木造2階建ての住宅を建設する計画となっております。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽により側溝に放流します。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月19日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は木造2階建ての住宅を建設する計画ですが、敷地の造成は行わず、現状のまま使用します。南側には隣接する農地がありますが、5.5m程度の緩衝地を設けるため被害が発生する恐れもなく、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○堀専門官 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、川原町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆、1,934㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地1筆1,934㎡について、20年の賃貸借により、長崎市地産地消振興公社へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、11,560㎡となり、利用につきましてはシイタケの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原小学校の北西に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森保欣也農業委員より報告をお願いします。

○森保農業委員 現地調査についてご報告いたします。11月14日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については、シイタケの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告

がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第4号議案「非農地の判断について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○堀専門官 それでは、第4号議案非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。表の下のほうに集計をしておりますが、申出件数が3件、合計筆数が13筆、合計面積で3,318.91㎡について、非農地通知申出が提出されております。1番は伊王島二丁目の〇〇さんが所有する、伊王島一丁目の農地10筆で、面積は1,746.91㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。伊王島地域センターの西側に位置しております。次が拡大したものになります。次から現地写真で、伊王島町一丁目〇番〇です。次が伊王島1丁目〇番です。次が伊王島町一丁目〇番です。次が伊王島町一丁目〇番他2筆です。最後が伊王島町一丁目〇番他3筆です。現地調査につきましては、森保欣也農業委員より報告をお願いします。

○森保農業委員 現地調査についてご報告いたします。11月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして2番は西彼杵郡長与町の〇〇さんが所有する、多以良町の農地2筆で、面積は1,480㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三重市民センターの東側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、野本英世推進委員より報告をお願いします。

○野本推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月14日に私と井川農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○堀専門官 続きまして3番は田中町の〇〇さんが所有する、田中町の農地1筆で、面積

は 92 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。東長崎地域センターの西側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、城戸利美推進委員より報告をお願いします。

○城戸推進委員 現地調査についてご報告いたします。11月15日に私と松尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元は困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地確認の報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」事務局から報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、報告事項1「令和6年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」口頭にて報告させていただきます。11月21日木曜日、14時から、市役所8階、第2応接室にて、農業委員会から運営委員7名にご出席いただき、平尾会長から鈴木市長に意見書を提出いたしました。市長からは、現在、農業の抱える重要な課題であると認識しており、課題解決に向けて関係機関と連携し、積極的に取り組んでいきたいとの言葉をいただいております。また、出席した委員からの意見として、山口会長職務代理者から、親元就農者への営農指導と就農補填金の支給の必要性や行政主導による6次産業化の推進などについて意見が出されたとともに、井川委員から、市内小中学校における農業体験の重要性や、学校給食における地元農産物の活用について、柴原委員から、有害鳥獣対策における道路補修の予算確保について、平尾会長からは、有害鳥獣対策のための市からのワイヤーメッシュ貸与における要件緩和などについて意見が出されました。なお、今回提出しました意見書に対する正式な回答につきましては、12月の総会時に農林振興課に出席いただき、説明をいただく予定としております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告に

ついて」事務局から説明をお願いいたします。

○堀専門官 報告事項 2「事務局長専決事項」についてご報告いたします。報告事項の資料 1 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の市街化区域内の転用の届出は、5 件提出されました。続きまして、2 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の市街化区域内で権利の移動が伴う転用の届出が、6 件提出されました。合計 11 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 3「長崎県農業会議常設審議委員会について」事務局から報告をお願いします。

○事務長 平尾会長に代わりまして、事務局から報告いたします。会議は 11 月 8 日に開催されました。資料は 3 ページと 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 4「遊休農地対策検討委員会について」山崎委員長より報告をお願いします。

○山崎委員長 それでは、令和 6 年 11 月 28 日、午後 1 時 30 分から開催されました、第 2 回遊休農地対策検討委員会について報告いたします。出席者は、委員 11 名のうち 9 名でした。議題としまして、1「令和 6 年度農地利用状況調査結果について」、2「令和 7 年度農地利用状況調査について」協議をしていただきました。農地の利用状況調査は、大変な作業となりますが、皆様のご協力方、よろしくをお願いいたします。詳しくは、事務局の方からあとで説明していただきますのでよろしく申し上げます。以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○堀専門官 それでは、資料に基づき事務局からご説明いたします。資料は左上に②-1 と記載した「令和 6 年度 第 2 回長崎市遊休農地検討委員会」の資料になります。国への報告は 3 月 31 日現在で報告するようになっていきますので、今回は 11 月 1 日現在の速報値として報告いたします。それでは、資料 2 ページの「令和 6 年度農地利用状況調査結果」をご覧ください。表の最下段の左端に、全体の集計を掲載しております。調査対象となった農地が、長崎市全体で 133,448 筆、約 5,170ha でございます。このうち表①の耕作中の農地は、市域全体で 54,285 筆、約 2,370ha で対象面積に対し 46%の面積となっております。次に、表②の遊休農地の A 分類は、7,269 筆、約 310ha で対象面積に対し 6%の面積、表③の遊休農地の B 分類は、71,894 筆、約 2,480ha で対象面積に対し 48%の面積となっております。それぞれの地区の状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。次に 3 ページに過去 5 年間の比較表を、また 4 ページから 6 ページには過去 5 年間の

数値をそれぞれの地区ごとにグラフ化したものを掲載していますので、こちらも後ほどご確認ください。「令和6年度農地利用状況調査結果」につきましては以上でございます。

続きまして、「令和7年度農地利用状況調査について」でございます。資料の7ページをご覧ください。令和7年度農地利用状況調査につきましては、本日配布しております「農地利用状況調査野帳」をもとにして、調査をお願いいたします。まず、1の目的といたしましては、農地法第30条第1項にある「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならない」の規定に基づき、長崎市内にある全ての農地の利用状況について調査を実施します。調査の結果、遊休農地（A分類）の所有者等に対しては利用意向調査を実施し、その意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付やその他の方法による農地のあっせんなど、農地の利用調整と有効利用を図ります。また、B分類と判断された農地につきましては、非農地判断の対象となり、非農地通知の手続きを進めてまいります。次に2の実施体制ですが、各地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんが協力して行っていただきます。昨年の総会の際、実施体制をお聞きしたところ、該当地区を農業委員さんと推進委員さんでダブらないように分けて、それぞれ単独で調査されているようです。次に3の調査方法ですが、農地地図などにより農地を特定し、その利用状況を農地利用状況調査野帳に記入していきます。それでは資料の10ページをご覧ください。野帳の記入例を掲載しておりますが、主な記入内容としては、まず、中ほどにございます調査日を記入します。次に、調査結果は1筆ごとに調査結果の欄の該当箇所を丸で囲みます。違反転用が疑われる場合は、他を丸で囲み、具体的な内容を備考欄に記入します。次に新たに発生したA分類につきましては発生場所を記入していただきます。発生場所は山間部、平地、山麓、崖地の4分類になりますが、難しく考える必要はありませんので、山間部か平地とその間であれば山麓といった程度でかまいません。なお、農地中間管理事業における利用状況報告が廃止され、農業委員会が行う農地利用状況調査により農地の現状を確認することになっておりますので、表の中ほどにある中間管理の欄に丸印の付いている農地は優先的に調査をお願いします。また山林化し、非農地判断を行った農地には、調査結果の欄に非農地通知済と表示しておりますので、調査の必要はありません。それでは資料の9ページにお戻りください。5の調査結果報告ですが、本日お配りした農地利用状況調査野帳により調査を実施していただき、来年6月に回収させていただきます。この調査結果をもとに11月時点での利用状況調査表を作成します。この利用状況調査の結果をもとに利用意向調査を実施し、意向調査の結果と遊休農地に対する措置状況を3月末に県に報告することになります。次に11ページから13ページにかけては、利用状況調査の流れや遊休農地の区分、事例等を掲載しております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「令和6年度農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 視察研修の日程等の説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項 2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします

○農政管理係長 それでは、その他の事項 2 及び 3 について、説明させていただきます。まず、その他の事項 2 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況についてでございます。資料は左上に③と記載したその他の事項の 3 ページをご覧ください。令和6年度の目標部数は120部となっており、現在の購読部数は先月の報告以降、新規申込及び中止の連絡ともにありませんでしたので増減に変動はなく、105部となっております。目標達成に向けて引き続きご協力をお願いします。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料 4 ページ及び 5 ページに「令和6年度下半期の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合や、上半期の集計を確認したい場合は、後程事務局にご連絡ください。なお、表の右側の合計欄は上半期の日数も含めた日数を掲載しております。その他の事項 2 及び 3 についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何かご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

○上川農業委員 申し入れを2件。ご本人が欠席なので、お知らせをしたいと思います。この月1回の総会ですけれども、相当な事情がある以外はご本人にも出席いただきたい。平

尾会長が本日欠席をされています。全国の会議ということなのですが、できるだけ会長が責任者でありますので、出席できるようなスケジュールを、事前にスケジュールが分かっておりますので、その辺の配慮をいただきたいというふうに思っています。2点目ですが、うちの担当地区、茂木地区、北浦地区になるんですけども、再三、太陽光施設の件ですが、全然設置者が解消がなされないまま現状、続行で6年経過しております。これは無断転用ということで、ご本人にはお知らせがいつている中で、知ったか知らずか、知ったかぶりか分かりませんが、解消されておられません。その辺の指導を、在り方の手法は私からは言えませんが、解消について本委員会として努力をされるような恰好をお願いしたい。というのは、他委員も含めて、ああすればできるんだと、それと市民、関係者以外の者ですね、ああいうことができるんだというようなことが見本になるようなことになっていきます。それと一番大きいのは、もし台風が来た場合に、地域住民に被害があった場合どうするのかと、人的被害も含めてですけど、これは大きな問題だと思っております。ですので、その対応について検討をいただきたい。この後、山口職務代理者からも追加意見をいただきますが、その辺を含めて、ご意見を頂戴したいと思っております。以上です。

○議長 大変貴重な意見をいただき、ありがとうございました。日程の件については、過去もこれからもと思いますが、11月のこの時期、26日から30日くらいまでの間には東京での会長を含めた全国大会があるわけですが、農業者年金の全国大会とか国会議員への陳情も含まれておりますので、その件については、事務局とも相談をいたしまして、来年度は11月の総会の時期を前後にずらすということで一応承認はいただいております。それと太陽光発電については、私どもも頭の痛いところで、建設して3年以内に農地転用の申請を出せば許可できるようなこともあります。今後こういった無断転用がないように、我々農業委員としても、そういう何か農地に建設するようなものが見られた場合には即刻、その時点で対応しないと今の状況を見ると、上川委員が心配されているように、物ができてしまっただけからはもうどうにもできないというのが現状のようですので、これをなんとか解決しないといけないと思います。この意見については、私は今日、永岡委員に説明ができればなと思ったんですけど、今日欠席ですので、勉強会の折に再度、こういったことも含めて研修をしていただければと思っております。

○事務長 2件申し入れということで、非常に重く受け止めております。まず日程に関しては、農業者年金セミナー等は毎年同じ時期にされているようですので、基本的には総会の方を月末にずらしたいなと思っております。日程が被らないように調整していきたいと思っております。来年は11月30日くらいで総会を開くような形で考えていきたいと思っております。太陽光に関しましては、前任者からの引継ぎ事項にもなっております。私もなんとかしないといけないと思っておりますので、農地係長とも話したんですけども、ご本人さんに連絡をして、来てもらえれば一番いいと思っております。来てもらえないならこちらから行こうと思っておりますので、年度内に少なくとも1回はご本人と直接話をして、現状どういう状況なのか、どういうお考えなのかということで、それがすぐ解決につなが

るかどうが難しい面があると思いますけれど、少なくともそういう動きを事務局として必要だと思っておりますので、やっていきたいと思っております。太陽光設置の違反というのが市内でもあそこだけというふうに聞いておりますので、そういう悪しき前例といえますか、そういうことが認められるんだと思われてはいけませんので、そこは事務局としてもしっかりやっていきたいと思っております。3年以内に転用の許可を取らないといけないというのは、元々、電気の買い取りの条件としてあったはずで、ニュースで見ると取っていないところ買い取らないということを経産省がやってるところもあるというふうに聞いています。そういう動きがこの茂木の事例でもあれば、真剣に許可を取るような動きになるのかなと思っておりますが、現状として買い取ってもらえているんだらうなど。だから、許可を真剣に取ろうとしていないというところなんだと思います。ただこの案件は、最初からうちも把握をしっかりとした上で、工事を止めさせる動きもやってたらしいんですよね。やっても無視して工事を進めてしまったと。その中で現状として、設置から6年が経ったとお聞きしておりますので、当然20年の簡易確認の案件にもなりませんし、こちらとしても国の動きというのも確認したいと、国から何か言って来てませんか、そういう話もお聞きしたいと思っております。本来3年以内に許可を取ることになっていますよねと、そういう話もしたいと思っておりますし、いずれにしても事務局としてやれることをやっていきたいと思っております。今日の話はしっかりと事務局長にも伝えていきたいと思いません。以上です。

○上川農業委員 ありがとうございます。確認ですが、この設置者と土地の所有者は別でございますので、改めて引き続きその辺の対応をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和6年12月、令和7年1月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 ー 行事予定について説明 ー

○議長 他にございませんか。なければ、これで11月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間ご苦労さまでした。